

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年2月18日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年2月1日静岡県告示第68号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
影山兼太郎	静岡市清水区蒲原字峠2935の3、2935の4	静岡市役所
今澤三春	静岡市清水区蒲原字城山2598の12	静岡市役所
佐藤豊太郎	静岡市清水区蒲原字寺山3368	静岡市役所
稲葉金作	静岡市清水区蒲原字寺山3319の8	静岡市役所
大津重雄	静岡市清水区蒲原字寺山3299の3	静岡市役所
塩坂長作	静岡市清水区蒲原字寺山3299の4	静岡市役所
岩科音藏	静岡市清水区蒲原字寺山3319の6	静岡市役所
小笠原又吉	静岡市清水区蒲原字長嵐3371の2	静岡市役所
小林久恵	静岡市清水区蒲原字長嵐3372の3	静岡市役所
増田繁實	静岡市清水区蒲原字長嵐3373の4	静岡市役所
杉山敬太郎	静岡市清水区蒲原字長嵐3373の5	静岡市役所
松永元治	静岡市清水区蒲原字横手3646の2、3648	静岡市役所